

監査公表第 518 号

平成 15 年 2 月 28 日監査公表第 477 号において公表した平成 14 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 17 年 4 月 26 日

京都市監査委員 磯 辺 寿 子  
同 今 枝 徳 藏  
同 江 草 哲 史  
同 藤 井 昭

平成 14 年度包括外部監査結果に対する措置状況

「芸術文化の振興に関する事業及び文化施設の管理・運営について」

1 「京都市芸術文化振興計画」について

(文化市民局－1)

監 査 の 結 果
<p>&lt;監査意見&gt;</p> <p>1 京都市芸術文化委員会は、京都の芸術文化全体を振興させるためのブレインとしての機能が期待されている。特に現在の厳しい財政事情のなかで芸術文化の振興を図っていくためには、その機能が最大限に活用されるべきである。したがって、行政の内部組織である「芸術文化振興推進会議」との協議のほか、京都市の芸術文化担当の諸部門に在職するいわゆる「専門職」と称される職員その他京都市の芸術文化事業を受託している財団法人京都市音楽芸術文化振興財団、財団法人京都市芸術文化協会の職員との情報交換の場など、「京都市芸術文化委員会」が「現場の声」に直接触れる場を設けるなどして、委員会の一層の活用を図ることが必要である。</p>

講 じ た 措 置
<p>「京都市芸術文化委員会」は、芸術文化振興のあり方や芸術文化特別奨励制度の創設、京都芸術センターの開設等重要な文化施策について審議し、京都市芸術文化振興計画の推進に当たり大きな役割を果たしてきた。</p> <p>京都市芸術文化振興計画策定から 7 年が経過し、芸術文化を取り巻く環境も変化していることから、同計画の更なる推進を図るために、「京都市芸術文化振興計画推進プログラム」を平成 15 年 3 月に策定した。この推進プログラムを</p>

推進するため、市民公募委員を含む「京都市芸術文化推進委員会」を平成 16 年 7 月に設置し、市民、芸術家、企業家等がそれぞれの立場から個々の事業について評価・助言を行っていただいた。

また、平成 17 年度中に「京都市文化芸術振興条例（仮称）」を制定する予定であるが、可能な限り市民や芸術家の幅広い意見を把握し、条例の内容に反映するため、従前の京都市芸術文化委員会委員を中心に、市民委員 2 名を含む 21 名の委員から構成する「京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会」を設置し、第 1 回協議会を平成 16 年 10 月 4 日に開催した。

## 2 芸術文化の振興事業について

### (1) 「京都映画祭」事業

(文化市民局－2)

#### 監 査 の 結 果

##### < 監査意見 >

京都映画祭は、映画都市京都の歴史を振り返るとともに、新たな映画文化の創造を目指し、映画都市京都を世界にアピールすることを開催目的としている。

文化振興計画においても「映画都市京都をアピールする国際的な映画祭を開催すべきという気運が高まっている」と述べ、「映画は、伝統技術・芸能・美術・音楽など多彩な芸術分野におよぶ総合芸術であり、京都ならではの一大産業である」として「京都映画の歴史の上に立って、今一度京都を映画都市として再生するとともに、映画をベースとして京都に映像文化の花を開かせなければならない」と提言している。

現在実施されている京都映画祭の内容が、昭和 52 年に幕を下ろした「京都市民映画祭」の事業の延長であるならば、芸術振興の視点からみても再度同じことを繰り返す意味は少ないと考える。したがって、同旨であるならば見直すべきである。京都映画祭を見直す場合には、文化振興計画に提言する「新しい映画都市づくり」の一環として位置づけ、現在京都市の芸術活動の拠点である「京都芸術センター」事業に加えるなどの方策を検討されたい。

#### 講 じ た 措 置

京都は日本映画発祥の地であり、長年にわたり多くの映画を生み出し、日本映画の中心としての位置を占めてきた。「京都市民映画祭」は、このように映画が市民の楽しむ映像媒体の中心的役割を果たしていた時代に開催されていたものである。

一方、現在の「京都映画祭」は、日本映画の歴史を振り返るとともに、新たな映画文化の創造を図るとともに、平成8年に策定した京都市芸術文化振興計画に基づいて、新たな映画文化を広く国内外に発信し、「新しい映画都市づくり」を目指して開催しているものである。

平成16年度の「第4回京都映画祭！」は、様々な文化イベントを秋に集中して開催する京都文化祭典の一環として開催したところであり、「京都から世界へ チャンバラ映画」をテーマに、京都で作られた名作映画や長い間現存しないといわれていた貴重な作品の復元上映を行った。また、「みんなで作ろう映画祭！」をスローガンに、民間スタッフを中心に、多くのボランティアの協力を得て、官主導から民主体の運営を行った。

しかし近年では、市内各地域において民間主導による映画祭等が実施されており、今回の映画祭においても、その中の「新京極映画祭」、「日本のハリウッド「チャンバラ映画王国・うづまさの全て」と連携を図るなど、地域の様々な関係団体の協力のもと「新しい映画都市づくり」に向けた取組を展開してきている。

今後とも「映画は総合芸術である」との認識の下、映画を活用した地域の活性化の取組との連携を図りながら、本映画祭のあり方について検討を重ねていく。

#### 「スポーツの振興に関する事業及びスポーツ施設の管理・運営について」

##### 1 市民スポーツ振興室の事務事業について

###### (1) 契約（委託料）について

(文化市民局－3)

#### 監 査 の 結 果

##### <改善を要する事項>

過去から慣行化している体育協会の体制強化などの支出については、サンセット方式などの方法を採用することによって、廃止してその必要性を見直す必要がある。

(参考：サンセット方式・・・事業や補助金などにあらかじめ期限を設け、期限が来たら自動的に廃止する仕組み。期限後に続ける場合は、継続する理由を改めて検討し直す必要がある。夕方になれば太陽が自然と沈むのに例えて、サンセット方式と呼ばれる。)

講 じ た 措 置

財団法人京都市体育協会への体制強化委託については、当初この項目で予算措置された主旨は、これを原資として職員を確保し、同協会の自主事業の展開を期待したものであったが、同協会において事業のノウハウが蓄積され、多彩な事業展開が図られるようになってきたため、平成16年度から廃止した。